

【説明書 - 1】

指定居宅サービス事業所
重 要 事 項 説 明 書

1 指定居宅サービス事業所の概要

事業所名	社会福祉法人開成町社会福祉協議会 ○居宅介護支援事業所		
所在地	〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島 1043-1 (開成町福祉会館内)		
提供可能サービス ・介護保険事業所番号	○居宅介護支援事業	神奈川県 第 1471400125 号	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	○居宅介護支援事業	高橋 政幸	電話 0465 (46) 7726 FAX 0465 (85) 3523
サービス提供地域	○居宅介護支援事業	神奈川県足柄上郡開成町	

2 指定居宅サービス事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	○居宅介護支援事業所 / 管理者	1名 (常勤・兼務)
介護支援専門員	①居宅サービス計画の作成に関する業務 ②介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務 ③居宅サービス事業者等との連絡調整 ④相談や苦情等の対応業務 ⑤その他、利用者の便宜を提供	3名 (常勤2名・非常勤1名)

3 営業時間及びサービス提供時間

(1) 営業時間

サービス種類	月曜日から金曜日	土曜日	休祭日
○居宅介護支援事業	8:30~17:00	/	/

(注) 年末年始 (12/29~1/3) は「休祭日」の扱いとなります。

4 サービス利用料金及び利用者負担

- (1) 介護保険制度から全額給付されるため利用者様の自己負担金はありません。
- 1) 実施地域を越える地域に訪問、出張する必要がある場合
- ①本事業所から、片道3km未満1回につき 200円(燃料代相当)
 - ②本事業所から、片道3km以上のときは、3kmごとに 200円を加算する

5 サービスの方針等

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者ならびにその家族のニーズを的確に把握し、提供される居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることなく、公正中立に行います。
- (2) 利用者に対して、その可能な限り、その能力に応じてご自宅で自立した日常生活が送れるように配慮して行います。
- (3) 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の意向や選択に基づき、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。
- (4) 要介護状態の軽減や悪化の防止または要介護状態になることの予防に役立てるように医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 介護保険法等の関係法令の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- (6) 利用者ならびにその家族に対して、提供するサービス内容及び提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

6 緊急時対応（事故発生時等）

居宅介護支援事業を利用中に、利用者の病状及び健康状態に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに緊急連絡先（家族等）ならびに主治医または医療機関（救急車要請含む）に連絡するなどの措置を講じるとともに、その指示に従います。

7 損害賠償

サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

8 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援事業所 なんでも相談コーナー	TEL 番号	0465 (46) 7726
	FAX 番号	0465 (85) 3523
	相談員	管理者 / 高橋 政幸 相談窓口責任者 / 内田 幸江
	開設日	月曜日から金曜日まで <国民の祝日・12月29日から翌年1月3日までは除く>
	対応時間	午前8時30分から午後5時00分まで

○社会福祉法人開成町社会福祉協議会における苦情解決に関する要項

苦情解決に関する要項 (第三者委員会の設置)	苦情解決責任者	開成町社会福祉協議会 事務局長 (要項2条)
	苦情受付担当者	会長が任命する(要項3条)
	第三者委員	会長の委嘱により次に挙げるものから3名を選任する (要項4条)
		(1) 開成町社会福祉協議会監事 永田 仁
		(1) 開成町社会福祉協議会監事 金澤 幸男
		(1) 開成町社会福祉協議会監事 藤井 宏
	(2) 学識経験者	
	TEL 番号	0465 (82) 5222
	FAX 番号	0465 (82) 5928
	E-mail	network@kaiseishakyo.jp

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

開成町 介護保険相談窓口	担当課	保健福祉部 保険健康課
	所在地	〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773
	TEL 番号	0465 (84) 0320
	FAX 番号	0465 (85) 3433
	対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで
神奈川県 国民健康保険団体連合 会(国保連) 介護保険課 介護苦情相談係	所在地	〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町 27-1
	TEL 番号	045 (329) 3447 0570 (022) 110《苦情専用》
	利用時間	午前8時30分から午後5時15分まで

9 社会福祉法人開成町社会福祉協議会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人開成町社会福祉協議会
代表者名	会 長 小 澤 清 司
所在地・電話	〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島1043-1 0465 (82) 5222
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉を目的に関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 居宅介護等事業 (8) 居宅介護支援事業 (9) 老人デイサービス事業(開成町デイサービスセンター) (10) 開成町福社会館の受託経営 (11) 福祉サービス利用援助事業 (12) 開成町地域包括支援センター事業の受託経営 (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業
居宅介護支援事業所	1箇所
デイサービスセンター	1箇所

【説明書 - 2】

居宅サービス事業

居宅介護支援サービス説明書

1 サービスの内容

- (1) 指定居宅介護支援事業所である社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本事業所」という。）は、利用される方（以下「利用者」という。）が、ご自宅で日常生活を送るために、必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者からの依頼を受けて、利用するサービスの種類や内容及び居宅サービス提供を担当する事業者等（以下「サービス提供事業者」という。）を定めた「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成いたします。
- (2) 「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づいたサービスの提供が確保されるように、サービス提供事業者との連絡調整をするとともに、その他の便宜を利用者が得られるようにいたします。
- (3) 居宅介護支援の提供にあたっては、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の作成後においても、利用者やその家族ならびにサービス提供事業者との連絡調整を継続的に行います。また、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じては、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更やサービス提供事業者との連絡調整、その他の便宜を利用者が得られるようにいたします。
- (4) 「居宅サービス計画（ケアプラン）」の実施状況や解決すべき課題等について、適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供や説明等を行います。
- (5) 利用者が介護保険施設への入所を必要とする場合には、介護保険施設の紹介、その他の便宜を利用者が得られるようにします。

2 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する介護支援専門員及び相談窓口責任者は次のとおりです。

① 介護支援専門員	_____
② 相談窓口責任者	内 田 幸 江
③ 連絡先 電話	(0465) 46 - 7726
FAX	(0465) 85 - 3523

※ご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

- (2) 担当する介護支援専門員を本事業所側の事情により、変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

3 市町村への届出

本事業所の居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きについては、介護支援専門員にご相談ください。

4 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、「居宅サービス共通記録書（様式-1）」等の書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。
- (2) 本事業所は、一定期間（1か月）ごとに、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容に沿って、サービス提供の状況や目標達成などの状況に関する記録を作成します。
- (3) 本事業所は、記録をサービス提供終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧または実費負担によりその複写を交付します。

5 キャンセル等

- (1) 利用者が、この居宅介護支援に係る訪問調査、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の作成等のサービス提供をキャンセルまたは中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 電話 (0465) 46 - 7726
FAX (0465) 85 - 3523

- (2) 「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更またはサービス提供事業者との連絡調整等について、利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。（契約書6条）
- (4) サービス提供をキャンセルまたは契約を解約する場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

6 営業時間

- (1) 営業日
月曜日から金曜日まで
*国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時まで

7 その他

居宅介護支援事業所ならびにサービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

居宅介護支援事業の契約締結にあたり、「重要事項説明書（説明書-1）」「居宅介護支援サービス説明書（説明書-2）」を説明いたしました。

平成 年 月 日

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

所在地 神奈川県足柄上郡開成町吉田島 1043-1

名称 社会福祉法人開成町社会福祉協議会

代表者 会長 小澤清司 ㊞

介護保険事業所番号 第 1471400125 号

(説明者) 職種名称 介護支援専門員

職員氏名 ㊞

居宅介護支援事業の契約締結にあたり、上記のとおり説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

(利用者) 住所

氏名 ㊞

電話

(代理人) 代理人を選定した場合

住所

氏名 ㊞

(立会人) 立会人が同席した場合

住所

氏名 ㊞